

東京電機大学大学院情報環境学研究科規則

平成 22 年 3 月 9 日
規 4 第 83 号

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、東京電機大学大学院学則（以下「大学院則」という。）第 3 条第 2 項に基づき、情報環境学研究科（以下「本研究科」という。）の人才培养に関する目的その他の教育研究上の目的、学年及び学期、教育課程、課程修了の要件その他大学院則施行上必要な事項を定める。

(人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第 2 条 本研究科は、自主・自立の精神と国際化対応力、創造力豊かで独創性を兼ね備えた人材を養成するという情報環境学部の理念を継承しつつ、情報環境という学問分野の観点から、高度な情報技術に関する専門知識を修得し、研究能力を育成する。また、本研究科は、情報関連の学術の発展と今後社会に必要とされる動向を見据え、21世紀に活躍できる情報に関する高度専門技術者を養成する。

2 本研究科の専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

情報環境学専攻は、「技術は人なり」の教育理念のもと、「人に優しく、信頼性のある、安全で快適な情報環境とは」を常に念頭におき、高度な情報技術に関する専門知識を修得させることを目的とする。また、産業界から期待されている「研究開発に必要な発想力」「問題発見・解決能力」「情報収集・解析能力」「プレゼンテーション能力」「コミュニケーション能力」を持った21世紀に活躍できる情報に関する高度専門技術者を養成する。

第 2 章 学年及び学期

(学年・学期)

第 3 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2つの学期に分ける。

前学期 4月1日から8月31日まで

後学期 9月1日から翌年3月31日まで

第 3 章 教育課程

(授業科目・単位等)

第 4 条 本研究科における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

第 4 章 成績及び修了

(成績評価・単位認定)

第5条 本研究科は大学院則第23条に基づき、科目の成績評価を行う。

2 本研究科における、成績評価及びGPA (Grade Point Average) ポイント（以下「GPA」という。）は、次の評点区分に基づき行う。

評点	成績評価	GPA ポイント
90～100	S	4
80～89	A	3
70～79	B	2
60～69	C	1
0～59	D	0
放棄	—	0

3 GPAの計算方法は次のとおりとし、GPAの表記は小数点第4位を四捨五入して小数点第3位まで表示するものとする。なお、自由科目（修了要件とならない科目）、単位認定科目及び履修中の科目は計算の対象としない。

(各科目の単位数×当該科目で得たポイント) の合計

$$GPA = \frac{\text{合計}}{\text{履修した全ての科目の総単位数}}$$

(修士課程修了の要件)

第6条 本研究科において修士課程を修了するには、2年以上在学し、自由科目を除き、所要科目36単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上の在学で修了を認めることができる。

2 前項の場合において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第5章 改 正

(改 正)

第7条 この規則の改正は、本研究科委員会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成23年3月8日に第4条別表第1（情報環境学研究科の授業科目及び単位数）を改正し、平成23年4月1日から施行する。

3 この規則は、平成 24 年 3 月 13 日に第 5 条を追加し次条以下を繰り下げ、第 4 章標題、第 4 条別表第 1 (情報環境学研究科の授業科目及び単位数) を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 23 年度以前に入学した者の成績評価及び G P A の評点区分については、第 5 条第 2 項の定めにかかわらず、次のとおりとする。

評点	成績評価	GPA ポイント
90~100	S	4
80~89	A	4
70~79	B	3
60~69	C	2
0~59	D	0
放棄	—	0

4 この規則は、平成 25 年 3 月 12 日に第 4 条別表第 1 (情報環境学研究科の授業科目及び単位数) を改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

5 この規則は、平成 26 年 3 月 11 日に第 4 条別表第 1 (情報環境学研究科の授業科目及び単位数) を改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

6 この規則は、平成 27 年 3 月 24 日に第 4 条別表第 1 (情報環境学研究科の授業科目及び単位数)、第 6 条第 1 項を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

7 この規則は、平成 27 年 3 月 24 日に第 5 条 (成績評価・単位認定) を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

8 この規則は、平成 28 年 3 月 8 日に第 4 条別表第 1 (情報環境学研究科の授業科目及び単位数) を改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

9 この規則は、平成 29 年 3 月 14 日に第 4 条別表第 1 (情報環境学研究科の授業科目及び単位数) を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

10 この規則は、平成 30 年 3 月 13 日に第 4 条別表第 1 (情報環境学研究科の授業科目及び単位数) を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

11 この規則は、平成 31 年 2 月 26 日に第 3 条 (学年・学期) 第 2 項、第 4 条別表第 1 (情報環境学研究科の授業科目及び単位数) を改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

12 この規則は、令和 2 年 3 月 10 日に第 4 条別表第 1 (情報環境学研究科の授業科目及び単位数) を改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 情報環境学研究科の授業科目及び単位数

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
インターネット工学特論	2		
ネットワークセキュリティ工学特論	2		
ネットワーク工学特論	2		
高信頼化アーキテクチャ	2		
リファクタリング特論	2		
ユビキタスネットワークサービス	2		
設計学特論	2		
データベース工学特論	2		
分散システム技術特論	2		
知能システム工学	2		
言語処理特論	2		
高信頼IT特論	2		
データベース設計工学	2		
コミュニケーションインターフェース特論	2		
複合機能システムのデザイン	2		
情報処理ハードウェア概論	2		
現代信号処理	2		
3次元CAD特論	2		
社会音響学特論	2		
生体情報システムのデザイン	2		
生体計測と情報処理	2		
医用福祉システム特論	2		
脳情報工学特論	2		
地域施設の空間計画論	2		
生活環境学	2		
ヒューマンメディア環境論	2		
生態学的デザイン論	2		
建築構造学特論	2		
特別設計演習A	2		
特別設計演習B	2		
建築実務インターンシップA	4		
建築実務インターンシップB	4		
暗号理論	2		
記号論理	2		
整数論	2		
教育工学特論	2		
教育システム工学特論	2		
ソフトウェア工学特論	2		
機械学習特論	2		
国際技術者英語 IA	1		
国際技術者英語 IB	1		
国際技術者英語 II A	1		
国際技術者英語 II B	1		
Practical English for Global Engineers	2		
プロジェクトマネジメント特論	2		
ヒューマンスキル特論	2		
イノベーション戦略論	2		
研究者倫理	2		
知的財産特論	2		
MOT概論	2		
MOE概論	2		
情報環境学FBL/PBL I	2		
情報環境学FBL/PBL II	2		
Field Based Learning(ショッピングセンター)	2		
情報環境学セミナー IA	2		
情報環境学セミナー IB	2		
情報環境学セミナー II A	2		
情報環境学セミナー II B	2		
情報環境学グループ輪講 IA	1		
情報環境学グループ輪講 IB	1		
情報環境学グループ輪講 II A	1		
情報環境学グループ輪講 II B	1		
情報環境学創造型プロジェクト IA	2		情報環境学創造型プロジェクト又は情報環境学特別研究の履修者は、対応する期の情報環境学セミナーを履修すること
情報環境学創造型プロジェクト IB	2		
情報環境学創造型プロジェクト II A	2		
情報環境学創造型プロジェクト II B	2		
情報環境学特別研究 IA	2		
情報環境学特別研究 IB	2		
情報環境学特別研究 II A	2		
情報環境学特別研究 II B	2		
情報環境学調査研究 IA	1		情報環境学調査研究の履修者は、対応する期の情報環境学グループ輪講もしくは情報環境学セミナーを履修すること
情報環境学調査研究 IB	1		
情報環境学調査研究 II A	1		
情報環境学調査研究 II B	1		